



宮 崎 県 公 報

令和5年11月20日 (月曜日) 第 460 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障がい福祉課) 1
- 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (“) 1
- 指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の所在地の変更…………… (“) 1
- 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の所在

頁

- 地の変更…………… (障がい福祉課) 1
- 保安林の指定 (3件) …………… (自然環境課) 1
- 保安林の指定予定の通知 (3件) …………… (“) 2
- 知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止…………… (漁業管理課) 3
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用の開始 (2件) …………… (“) 3
- 道路の占用を制限する区域の指定…………… (“) 3

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 4

告 示

宮崎県告示第 812号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和5年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
さくら調剤薬局高千穂店	高千穂町	薬局	令和5年11月1日
アオバト薬局	小林市	薬局	令和5年11月1日

宮崎県告示第 813号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和5年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
まつうら心の診療所	宮崎市	精神通院医療	令和5年11月1日
さくら調剤薬局都城店	都城市	薬局	令和5年11月1日
さくら調剤薬局高千穂店	高千穂町	薬局	令和5年11月1日
アオバト薬局	小林市	薬局	令和5年11月1日
禪りハ訪問看護ステーション	宮崎市	訪問看護	令和5年

ョ ン			11月1日
-----	--	--	-------

宮崎県告示第 814号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和5年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更年月日
		変更前	変更後	
あおい訪問看護ステーション	日向市	日向市大字幸脇1155番地1	日向市大字財光寺 984番地1 サンハイムB棟 201号	令和5年9月15日

宮崎県告示第 815号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和5年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更年月日
		変更前	変更後	
あおい訪問看護ステーション	日向市	日向市大字幸脇1155番地1	日向市大字財光寺 984番地1 サンハイムB棟 201号	令和5年9月15日

宮崎県告示第 816号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字庭田甲 777-4（次の図に示す部分に限る。）、甲 777-35、甲 777-37
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 817号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 日向市大字日知屋字掘り 14952-1（次の図に示す部分に限る。）、14941-1、14946、14953
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 818号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見字若松山3052-7、3052-18、3068-5
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 819号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字中之又字屋敷原 45-12、45-13
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 820号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字中之又字板屋 311-1、311-4
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 821号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷水清谷荒谷 3107-1、3107-28
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 822号

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第14条に基づく宮崎県資源管理方針別紙 1-3 の第2の2から4までに定める宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から12月まで）による漁獲量の総量が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）を超えており、法第33条第2項第1号に該当すると認める。

令和5年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 823号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、関係図面は、令和5年11月20日から同年12月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
19	県道	石河内高城高鍋線	児湯郡木城町大字石河内尾鈴国有林 245わ林小班から同郡同町同大字尾鈴国有林 245わ林小班まで	旧	9.3～10.0	12.7
				新	9.3～41.2	12.7

宮崎県告示第 824号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、令和5年11月20日から同年12月4日まで宮崎

県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
19	県道	石河内高城高鍋線	児湯郡木城町大字石河内尾鈴国有林 245わ林小班から同郡同町同大字尾鈴国有林 245わ林小班まで	令和5年11月20日

宮崎県告示第 825号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年11月20日から同年12月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
438	県道	北方南郷線	串間市大字秋山字焼山 916番6地先から日南市南郷町湯上字上坂谷扇山国有林 4林班た小班まで	令和5年11月20日

宮崎県告示第 826号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年11月20日から同年12月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	223号	西諸県郡高原町蒲牟田長尾国有林2082イ林小班から同郡同町蒲牟田長尾国有林2082イ林小班まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年12月5日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ネクステージ延岡店
延岡市浜町 383

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和5年9月4日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年11月20日から令和5年12月20日まで